

結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業

学校支援・外部人材を活用した教育支援・放課後支援・地域未来塾実施要領

島根県

結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業補助金交付要綱第20条の規定に基づき、結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業のうち学校支援・外部人材を活用した教育支援・放課後支援・地域未来塾の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

1 事業の趣旨

未来を担う子供たちの成長を支え、「社会に開かれた教育課程」を実現するためには、地域と学校が連携・協働し社会総がかりで教育を行う体制を構築することが必要である。

そのため、子供たちの教育活動等を一層充実していく観点から、学校が地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体になって子供たちを育むための仕組みである「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」と、幅広い地域住民や企業・団体等の参画により子供たちの成長を支え、地域を創生する活動（以下「地域学校協働活動」という。）を一体的に推進する。

県内の公立学校に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」とする。）」に定める「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」の導入に向けた検討を進め、学校と地域の連携・協働による、持続可能な推進体制の構築を図る。

また、地域学校協働活動を推進するため、活動の総合化・ネットワーク化を進め、組織的で安定的に継続できる「地域学校協働本部」を整備する。

さらに、活動を通じて、子供たちの社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域社会全体の教育力の向上を図り、地域の活性化や子供たちが安心して暮らせる環境づくりを推進する。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（中核市を除く）とし、事業の一部を適当と認められる社会教育団体等に委託して行うことができる。

なお、本事業を実施するにあたり、市町村は以下（1）～（2）を満たすことを要件とする。

- （1）市町村において、以下①～③のいずれかにより地教行法に基づくコミュニティ・スクールの導入していること、または導入に向けた具体的な計画があること
 - ① 市町村において、所管の学校にコミュニティ・スクールの導入していること
 - ② 市町村において、所管の学校にコミュニティ・スクールの導入するための導入計画を有していること、または導入に向けた検討を行う会議等を設置していること
 - ③ 事業を実施する当該年度において、所管の学校へのコミュニティ・スクールの導入に向けた検討を行うための会議等を設置すること

（2）地域学校協働活動推進員等を配置すること

市町村は、3－（3）及び3－（4）に示す活動を実施する場合には、社会教育法第9条の7に規定する地域学校協働活動推進員または地域学校協働活動推進員と同様の役割を担う地域コーディネーターなど域内の地域学校協働活動及びコミュニティ・スクールの総合的な調整を担う者（以下「地域学校協働活動推進員等」という。）を配置すること

3 事業の内容

（1）地域と学校の連携・協働体制の構築等

①推進委員会の設置等

県においては、域内の地域学校協働活動や学校運営協議会の総合的な在り方の検討を行うための推進委員会の設置や、事業関係者の資質向上や情報交換等を図るための研修等を行い、地域学校協働活動等の総合的な推進を図る。なお、事業の実施に当たっては、首長部局と教育委員会（学校教育部局及び社会教育部局）が連携を図りながら実施するよう努めることとする。

ア 推進委員会の設置

- (ア) 県は、域内の地域学校協働活動や学校運営協議会の総合的な在り方の検討を行う推進委員会を設置する。なお、推進委員会は、地域の実情に応じ、推進委員会に代わり得る既存の組織等をもって代替することができる。
- (イ) 推進委員会では、地域学校協働活動や学校運営協議会の実施方針、安全管理方策、広報活動方策等の検討・策定や、研修の企画、事業の検証・評価等を行う。
- (ウ) 推進委員の選定に当たっては、地域学校協働活動や学校運営協議会を推進する趣旨に鑑み、実情に応じて行政関係者（教育委員会（学校教育部局及び社会教育部局）、福祉部局及びまちづくり担当部局等）、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、学識経験者等幅広い分野の方々の参画を得て実施するよう努めることとする。

イ 県における研修の実施

- (ア) 県は域内の市町村が配置する地域学校協働活動推進員等及び3－（2）－①により配置する統括的な地域学校協働活動推進員等に対して、地域学校協働活動や学校運営協議会の現状や推進方策、地域の協力者の人材確保方策等の資質向上を図るための講義や、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るための研修を実施するよう努めることとする。
- (イ) 県は、自ら、又は域内の市町村が実施する地域学校協働活動等のために3－（2）－②～⑤により配置する協働活動支援員や協働活動サポーター、特別支援・共生社会サポーター、学習支援員等に対して、子供との接し方、学習・体験活動等の企画・実施方策、子供を取り巻く現代的課題への対応や安全管理方策等の資質向上を図るための講義や、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るための研修を行うよう努めることとする。

②運営委員会の設置等

市町村においては、域内の地域学校協働活動等の運営方法等を検討する運営委員会の設置や、事業関係者の資質向上や情報交換等を図るための研修等を行い、地域学校協働活動等の推進を図る。なお、実施にあたっては、首長部局と教育委員会（学校教育部局及び社会教育部局）が連携して実施するよう努めることとする。

ア 運営委員会の設置

- (ア) 市町村は、域内の地域学校協働活動や学校運営協議会の運営方法等を検討する運営委員会を設置する。なお、運営委員会は、地域の実情に応じ、運営委員会に代わり得る既存の組織等をもって代替することができる。
- (イ) 運営委員会では、事業計画の策定、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策等の検討、活動プログラムの企画、域内の学校への学校運営協議会の設置に向けた検討、事業の検証・評価等を行う。
- (ウ) 運営委員の選定に当たっては、地域学校協働活動と学校運営協議会制度を一体的に推進する趣旨に鑑み、実情に応じて行政関係者（教育委員会（学校教育部局及び社会教育部局）、福祉部局及びまちづくり担当部局等）、学校関係者、PTA関係者、社

会教育関係者、学識経験者等幅広い分野の方々の参画を得て実施するよう努めることとする。

イ 市町村における研修の実施

(ア) 市町村は、域内に配置される地域学校協働活動推進員等及び統括的な地域学校協働活動推進員等に対して、地域学校協働活動の現状や推進方策、地域の協力者や企業との連携や人材確保方策、地域学校協働活動推進員等の資質向上を図るための講義や、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るための研修を実施するよう努めることとする。

(イ) 市町村は、地域学校協働活動等に関わる協働活動支援員や協働活動サポーター、特別支援・共生社会サポーター、学習支援員等に対して、子供との接し方、学習・体験活動等の企画・実施方策、多様な経済団体・商工会議所との連携、子供を取り巻く現代的課題への対応や安全管理方策等の資質向上を図るための講義、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るための研修を行うよう努めることとする。

(2) 必要な人員の配置

市町村は、取組の内容に応じて以下から必要な人員を配置し、3-（3）に示す地域学校協働活動及び3-（4）に示すコミュニティ・スクールの導入に向けた活動を実施する。

- ① 2-（2）のうち、各員間の連絡調整や、助言・指導、人材発掘・確保等の統括的な役割を担う者（以下「統括的な地域学校協働活動推進員等」という。）
- ② 地域学校協働活動の支援を実施する者（以下「協働活動支援員」という。）
- ③ プログラムの実施のサポートや子供たちの安全を管理する者（以下「協働活動サポーター」という。）
- ④ 特別な配慮を必要とする子供たちの活動をサポートする者（以下「特別支援・共生社会サポーター」という。）
- ⑤ 特別な知識や経験等を活用し、協働活動支援員では行うことの出来ない学習支援を実施できる者（以下「学習支援員」という。）

(3) 地域学校協働活動の実施等

① 「地域学校協働本部」の整備等

ア 市町村は、本事業の実施に当たり、これまでの学校支援活動などを基盤とした「支援」から「連携・協働」へ、また、「個別の活動」から「総合化・ネットワーク化」を目指し、地域学校協働活動が地域住民等の積極的な参画を得て、学校との連携・協働の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制として「地域学校協働本部」の整備に努めることとする。なお、これまでの経緯やそれぞれの地域の特色を踏まえ、独自の名称も使用することが可能である。

イ 市町村は、地域学校協働本部に地域学校協働活動推進員等を配置し、学校関係者や地域の団体、地域住民等のボランティア、放課後児童クラブ関係者、保護者等と連携・協働しながら、地域学校協働活動を行うものとする。なお、地域学校協働活動推進員の選任に当たっては、社会教育法第9条の7を踏まえ、各地域の中心的な役割を担い、地域の様々な関係者と良好な関係を保つなど社会的信望があり、かつ地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有するとともに、定期的な連絡調整を行うことが可能な者を委嘱することとする。地域コーディネーターについても、地域学校協働活動推進員に準じて、適切な者を選任することとする。

ウ 地域学校協働活動推進員等は、地域学校協働活動の連携についての各種調整のほか、学校や学校関係者、地域の団体等との連絡調整、地域の協力者の確保・登録・配置、地域の実情に応じた定期的・継続的なかつ多様な活動プログラムの企画等を行う。

②地域学校協働活動の実施・運営

市町村は、地域学校協働本部並びに地域の実情に応じた仕組みの下で、無償ボランティアを含む地域の様々な方々の参画を得て、様々な地域学校協働活動を総合化・ネットワーク化を進めつつ実施するよう努めるとともに、活動の充実を図ることとする。

なお、本事業において補助の対象とする地域学校協働活動に含まれる取組は、以下の内容を有するものとする。

ア 「学校における働き方改革」を踏まえた活動

学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、未来を担う子供たちの育成を学校のみ委ねることは不可能であり、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たし、社会総がかりで教育活動を行うことが求められる。このことを踏まえ、地域と学校の連携・協働のもと「学校における働き方改革」に取り組むことにより、子供たちが地域全体に見守られ、安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動を行う。

なお、活動の実施に当たっては、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成31年1月25日中央教育審議会）なども参考とすること。

イ 地域住民等の参画による放課後や週末等の学習支援・体験活動

全ての児童生徒を対象として、地域の人材の協力を得て、主に以下の取組により地域と学校の連携・協働による学習支援及び体験活動を行う。

(ア) 学校の余裕教室等を活用して全ての子供たちの安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等支援活動（放課後子ども教室）。なお、放課後子ども教室を実施する場合においては、放課後児童クラブが存在していない地域などの放課後子ども教室を除き、放課後児童クラブと連携して実施すること。

(イ) 小・中・高校生等に対して地域の人材やICTの活用等による地域と学校の連携・協働による学習支援を行う取組（「地域未来塾」をはじめとした学習支援）。

(ウ) 民間企業・団体等の多様な経験や技能を持った地域人材の参画により実施する取組（外部人材を活用した取組）。

(4) コミュニティ・スクールの導入に向けた活動

市町村がその所管する全ての公立学校に学校運営協議会を設置して、地域とともにある学校づくりを推進するため、コミュニティ・スクールの効果的導入・運営方法等について、地域学校協働活動推進員等の連絡・調整のもと学校・地域間で情報交換・情報共有を行い、総合的な推進方策について検討する。また先進地視察や研修会等の実施による学校運営協議会関係者の資質向上を図る。

4 事業計画書の提出

補助金の交付を受けようとする市町村は、県が指定する期日までに事業計画書を提出するものとする。

5 実績報告書の提出

補助金の交付を受けた市町村は、県が指定する期日までに実績報告書を提出するものとする。

6 費用

(1) 県は、上記2～3の要件を満たす市町村が直接実施する事業又は他の団体に一部を

委託して実施する事業に対して補助するものとする。

- (2) 本事業の事業費を積算する際（事業の一部を委託して実施する場合も含む）の補助対象経費は、諸謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費、備品費、借料及び損料、保険料、雑役務費、委託費とし、各市町村の実情に応じて必要な事業費を計上することとする。ただし、以下の点について留意すること。

①諸謝金について

統括的な地域学校協働活動推進員等、地域学校協働活動推進員等、協働活動支援員、協働活動サポーター、特別支援・共生社会サポーター、学習支援員等の謝金単価は別表の金額を上限とする。

なお、各人員の配置については、各地域の実情に応じて、真に必要な人員を配置することとする。

②旅費について

地域学校協働活動及びコミュニティ・スクールの導入に向けた活動の実施にかかる旅費の取扱については、別表のとおりとする。

③消耗品費について

受益者負担の観点から、地域学校協働活動の実施にかかる材料費等個人に給する経費は対象外とする。

④備品費について

ア 備品費については、3－(3)－②－イ－(ア)の放課後等支援（放課後子ども教室）を実施する際に、以下の条件を満たす場合のみ計上することができる。

(ア) 開設初年度の放課後子ども教室に必要な設備を整備する場合（既存施設の改修を伴わない場合に限る）

(イ) (ア)のうち、放課後児童クラブと一体的に活動する場合

(ウ) 既に実施されている放課後子ども教室が新たに放課後児童クラブと一体的に活動する初年度の場合

イ 備品とは、1個あたりの金額が3万円以上のものとする。ただし、各市町村の会計基準等に基づく規定がある場合にはこの限りではない。

ウ 備品費を計上する際の放課後子ども教室1か所あたりの上限額については、ア(ア)、ア(ウ)の場合は210,000円、ア(イ)の場合は420,000円とする。

⑤ 保険料について

ア 受益者負担の観点から、地域学校協働活動に参加する子供や保護者に係る経費は対象外とする。

イ 雇用保険は対象外とする。

⑥ その他

ア 補助対象とする経費については、各市町村や学校、PTA等の通常の活動にかかる経費と明確に区別し、まぎれのないようにすること。また、それぞれ所有している物品等が利用できる場合は、極力当該物品等の利用に努めること。

イ 飲食物費（当該市町村が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は対象外とする。

ウ 3－(3)－②－イ－(ア)の放課後等支援（放課後子ども教室）にかかる国庫補助対象となる実施日数は、学校の課業日数や家庭との役割分担等も勘案し、原則として年間250日未満、1日あたり4時間以内（休業日で特に必要な場合には8時間以内。準備や片付け等に要する時間を含む。）を標準的な日数・時間数として積算すること。

7 その他の留意事項

- ① 本事業の実施に当たっては、その趣旨を踏まえ、多くの地域の方々の参画を得て実施することにより、地域社会全体の教育力の向上を図るとともに、本事業以外の事業との連携に努め、学校関係者や保護者、地域住民等、実際の活動に取り組む関係者間で目的を共有し、コミュニケーションの充実を図るなど、学校・家庭・地域が連携・協働して、子供の教育活動を支援する仕組みづくりの推進に努めること。
- ② 地域住民等の参画による放課後等の支援活動の実施に当たっては、以下の点に特に留意すること。
 - ア 地域住民等の参画による放課後等の支援活動は、子供たちが学校の教育活動外の時間帯に多くの大人と接することにより、子供の多様な側面を把握することができ、これらを学校の教職員等と共有することなどを通じて学校運営の円滑化にも資するものであることから、学校の教育活動と連携・協働した仕組みづくりに努めること。
 - イ 地域住民等が参画する放課後等の支援活動の計画・実施に当たっては、新・放課後子ども総合プランを推進する観点から放課後児童クラブと一体的に実施することにより、放課後児童クラブの児童も含めたすべての子供たちの参加促進が図られるよう努めること。
 - ウ 一体型の放課後児童クラブと放課後子ども教室を実施する場合には、活動プログラムの充実や学校施設等の活用を具体的に検討する必要があることから、学校区ごとの協議会の設置を補助要件とする。協議会の参加者は、学校関係者、学校運営協議会委員、放課後児童クラブの従事者、地域学校協働活動推進員等、協働活動支援員等が想定される。なお、協議会については、地域の実情に応じて、既存の組織等をもって代替することができる。
 - エ 対象となる子供の範囲は、地域の子供全般であり、保護者が就労等により昼間家庭にいない子供に限定したり、国公立の設置者別に制限を設けたりすることなく、できる限り多くの子供たちが参加できるよう配慮すること。また、小学生に限らず中学生を対象とする取組等も実施できるものであること。
 - オ 安全管理体制の点検・充実を図るため、以下の3点について徹底を図ること。
 - (ア) 放課後子ども教室ごとの安全管理マニュアルの作成
 - (イ) 放課後子ども教室スタッフへの安全管理マニュアルの周知
 - (ウ) 安全管理に関する研修等の実施
 - カ 本取組を実施する場合には「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日30文科生第396号子発第0914第1号）に基づき、事業を実施するよう努めること。
 - キ 地域住民等の参画による放課後等の支援活動を行う場合については、「次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針」に基づき、行動計画等を策定するものとする。
- ③ 事業の一部を社会教育団体・民間教育事業者等に委託する場合には、事業の趣旨や内容、留意事項等を踏まえ、適切な団体等を選定するとともに、適切な事業運営がなされるよう、指導を徹底すること。
- ④ 県において本事業の成果等を収集・分析し、事業の改善及び充実を図るため、市町村においては、事業実施前に地域学校協働活動に参画した地域住民等の数や学校運営協議会の導入の割合等、地域の実情に応じた目標を設定し、その目標について県に報告すること。また、事業実施後に設定した目標の達成度合いについて検証・評価等を行うとともに、その成果・課題等について県に報告すること。

附則

この要領は、公布の日から施行し、平成24年4月1日より適用する。

(平成25年4月1日一部改正)

(平成26年4月1日一部改正)

(平成27年4月1日一部改正)
(平成28年4月1日一部改正)
(平成29年4月1日一部改正)
(平成29年4月24日一部改正)
(平成30年4月1日一部改正)
(平成31年4月1日一部改正)
(令和2年4月1日一部改正)
(令和3年4月1日一部改正)